

納骨堂経営 変更（拡張） 許可の基準等	規定の準用	条例第 8 条（緑地及び駐車施設の設置）、第 10 条（経営許可の基準等）、第 11 条（許可書の交付等）及び第 12 条（工事の着手の届）の規定を準用します	条例第 14 条第 4 項 条例第 14 条第 6 項
		<p>拡張部分の納骨堂の建築面積が、既存の納骨堂の建築面積の 50%以上の場合、条例第 3 条（市長との協議）、第 4 条（標識の設置等）、第 5 条（説明会の開催等）、第 6 条（近隣住民等との協議等）及び第 7 条（勧告）の規定を準用します。</p> <p>（ただし、50%未満の拡張であっても、事前に市へ相談し、また近隣住民から説明会や協議等を求められた場合は、円滑な事業の遂行の為にも適宜対応するように努めてください）</p>	条例第 15 条
納骨堂経営 変更（縮小） 許可の基準等	縮小許可の基準	条例第 8 条（緑地及び駐車施設の設置）、第 10 条（経営許可の基準等）及び第 11 条（許可書の交付等）の規定を準用します。	条例第 14 条第 4 項
納骨堂経営 廃止許可の基準等	廃止許可の基準	改葬が完了していること。	条例第 14 条第 7 項